

議案第 30 号

橋本市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について

橋本市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 27 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市営住宅設置及び管理条例(平成18年橋本市条例第210号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項に規定する特例単身者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>(9) 前各号に掲げる者に準ずる者</u></p> <p>3～5 略</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項に規定する特例単身者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>3～5 略</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。